

韮崎市議会訓令甲第2号

韮崎市議会議員政治倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、韮崎市議会議員（以下「議員」という。）が議員の使命を自覚し、市民の厳粛な信託に応え、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位の影響力を不正に行使して、自己の利便を図り、又は議員活動にあたり市民に疑惑の念を生じさせることのないよう必要な措置を定め、もって公正で開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令を遵守するとともに、前条の目的を達成するため、議員としての品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むとともに不正の疑惑をもたれる恐れのある行為をしてはならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、疑惑の解明に努めるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

(地位利用の禁止事項)

第3条 議員は、その地位の影響力を行使し、次の各号に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 市（市が関係する団体を含む。）が行う公共工事の請負契約（下請け工事を含む。）、業務委託契約及び物品納入契約又は許可若しくは認可に関して特定の個人、企業、団体等を推薦し、又は紹介するなど有利な取り計らいをすること。
- (2) 市職員（臨時職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。）の公正な職務執行を妨げ、又はその権限を不正に行使するよう働きかけること。
- (3) 市職員の採用、人事異動、昇格等に関し、推薦、紹介するなど有利な取り計らいをすること。

(市の工事等の契約に関する遵守事項)

第4条 議員の配偶者、議員の同居の親族、議員が役員をしている企業及び次の各号に掲げるいずれかの企業で、議員が実質的に経営に携わっている関係企業は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定を尊重し、市が行う工事等の請負契約の相手方となることを辞退し、併せて辞退届を提出するよう努めなければならない。

(1) 議員が、資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業

(2) 議員が、年額300万円以上の報酬等（顧問料等その名目を問わない。）を受領している企業

(3) 議員が、その経営方針に関与している企業

2 前項の辞退届は、議員の任期開始の日から30日以内に市議会議長（以下「議長」という。）に提出するものとする。

3 議長は、前項の規定により提出された辞退届を受理したときは、その写しを市長に送付するものとする。

（兼職に関する遵守事項）

第5条 議員は、地方自治法第117条の規定により議会での事案審議にあたり除斥が予見できる職への就任はできるだけ避け、市民に対し疑惑の念を生じさせることのないよう努めなければならない。

2 議員は、市から補助金を受けている団体、市の業務の委託を受けている団体の代表者又は役員に就任することを自粛するよう努めなければならない。

3 議員は、前項の規定にかかわらず当該団体の代表者又は役員に就任しているときは、選挙等の支援を受けるためにその地位を利用してはならない。

（審査請求）

第6条 議長又は議員は、この規程に違反する疑いがあると認めるときは、次条に規定する韮崎市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の設置を求め、審査の請求をすることができる。この場合において、議員が審査の請求をする場合には審査請求書（第1号様式）に資料を添え、3人以上の連署とともに議長に提出しなければならない。

（政治倫理審査会の設置）

第7条 政治倫理に関する事項及び前条に規定する審査請求に関する事項を審

査するため、審査会を置く。

- 2 審査会の委員は、議長が任命する7名の議員で構成し、前条の規定により審査会の請求があったときは、議長は7日以内に審査会を招集するものとする。
- 3 審査会の委員の任期は、当該事案の審査終了までとする。
- 4 審査会の委員が欠けたときは、議長は速やかに補欠委員を任命するものとする。
- 5 審査会の会議は、公開とする。ただし、委員の3分の2以上の同意があるときは非公開とすることができる。
- 6 審査会の組織及び運営は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 審査会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
 - (2) 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。
 - (3) 審査会の議事は、出席委員の4分の3以上の同意がなければ決定することができない。
- 7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(資料等の請求)

第8条 審査会は、審査を申し立てられた議員又は関係人に対し、審査請求があった旨を文書で通知するとともに、当該議員及び関係人に対し、必要な資料の提出又は審査会への出席を求めることができる。

(審査結果の尊重)

第9条 審査会は、審査が終了したときは、審査の結果をもって議長に報告するものとする。

- 2 議長は、審査会からの報告を受けた事項を尊重し、この規程に違反する行為があったと認められる場合においては、次の各号に掲げるいずれかの措置を行うものとする。
 - (1) この規程を遵守するため警告し、誓約書の提出を求めること。
 - (2) 議会の役職を停止すること。
 - (3) 議員の辞職勧告を行うこと。
 - (4) その他審査会が必要と認めた措置を行うこと。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日において議員である者に係る第4条第2項の規定の適用については、「議員の任期開始の日から30日以内に」とあるのは、「この規程の施行日以後速やかに」と読み替えて適用する。

第1号様式（第6条関係）

審 査 請 求 書

年 月 日

韮崎市議会議長 様

審査請求者

住所

氏名 _____ 印

住所

氏名 _____ 印

住所

氏名 _____ 印

韮崎市議会政治倫理規程第6条の規定に基づき、関係資料を添えて審査を請求します。

記

1 審査事項

(1) 韮崎市議会議員氏名

(2) 規程第 条に該当の理由（具体的に）

2 添付資料